

記 者 提 供 資 料
2023年(令和5年)4月28日
福祉局生活支援室障害福祉課(藤井) 078-918-1344(内線2109)
福祉局福祉政策室福祉施設安全課(石川) 078-918-5279(内線4453)

指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分について

明石市は、次の事業所に対して監査を実施した結果、障害者総合支援法第50条第1項の規定に基づき、以下のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消すことを決定しました。

1 法人名

法人名： 合同会社ふらふ
所在地： 明石市藤が丘1丁目28番15号
代表者： 代表社員 倉八 宗仁

2 事業所名及び事業所の種類

名称： 居宅介護ふらふ
所在地： 明石市藤が丘1丁目28番15号
事業の種類： 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
指定年月日： 平成28年12月1日

3 主な取消処分の理由

- 介護給付費及び移動支援費の不正請求(障害者総合支援法第50条第1項第5号及び第9号)
 - 利用者に対するサービス提供記録等において、サービス提供時間の重複等があったにもかかわらず、不正に介護給付費等を請求した。
- 利用者への虐待行為(障害者総合支援法第50条第1項第9号)
 - 居宅介護等と一体的に運営する移動支援で、法人代表自らが利用者に対して虐待及び不適切な行為を行っていた。
- 事実の隠蔽等の悪質な行為(障害者総合支援法第50条第1項第10号)
 - 事業所に保管している過去のサービス提供書類等について、市が当該書類を点検する前に書類の改ざんや追加作成を意図して、法人代表自ら他市事業所に運び出しをしていた。

4 利用者への対応

利用者へ行政処分の状況等を丁寧に説明し、支援が途切れることの無いよう早急に調整する。

5 取消処分年月日

指定取消決定日： 令和5年4月21日
指定取消効力発生日： 令和5年7月1日

6 その他

- 経済上の措置
障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、不正に受け取っていた給付費(概算1,350千円)を返還させるほか、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額(概算540千円)を支払わせる。
- 明石市指定移動支援事業者への処分
居宅介護に係る指定取消処分に伴い指定の対象の事業者でなくなるため、移動支援に係る指定の取消しを行う。明石市地域生活支援事業実施規則第6条に基づき、不正に受け取っていた給付費(概算5,250千円)を支払わせる。